

(平成30年2月)

家庭裁判所の現状と課題

第1 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

平成28年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は102万2,765件であり、この10年間で約36%増となっている。このうち家事審判事件は83万5,716件(10年間で約43%増)、家事調停事件は14万0,641件(10年間で約8%増)で、これらが全体の約95%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法(以下「家事法」という。)の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、従来の運用を根本から見直していく必要がある。

(1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件については、特に成年後見関係事件や相続関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件については、近年増加傾向にあったが、平成25年以降は減少傾向にある。もっとも、子の監護に関する処分事件は、依然として増加傾向にある。

(2) 家事調停事件の概況

家事調停事件は、平成19年から平成24年までは概ね増加傾向にあったが、その後、高止まり状態にあり、平成28年も高水準にある。

(3) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月1日に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

(4) 子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年(ただし、施行された4月以降)は9件、平成27年は26件、平成28年は25件であった(東京家裁及び大阪家裁のみ)。

2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、平成28年は、約8万2,000人(前年比約12%減。10年間で約58%減)となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、平成28年は約3万6,400人(前年比約7%減)となった。これは、10年前と比べると約50%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少しており、平成28年は約4万5,600人(前年比約16%減)となった。凶悪犯(殺人、放火、強盗及び強姦)も、平成24年以降減少傾向にあり、

平成28年は約510人（前年比約14%減）となった。

もともと、個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件は少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第2 家事事件関係

1 家事法の下における家事事件の運用

(1) 家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

(2) 家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能を強化するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

今後も、各庁において、裁判官の効率的な調停関与やそのために必要な関係職種の役割や連携の在り方を庁全体に定着させ、これを継続していくシステムをどのように構築し、維持していくかが課題と考えられる。

また、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、具体的な事件の中でどのように実践していけるのかといった視点で検討を深めていくことも重要であると思われる。

(3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、

各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

(1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、平成28年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約21万3,300人に上っている（平成27年12月末日時点は約20万1,100人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は平成37年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が定着しつつある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を庁として継承していくことが課題である。

(2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」について盛り込むべき事項について議論が重ねられ、平成29年1月に提出された同委員会の意見書には、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましい旨が記載された。政府は、同意見書を踏まえ、平成29年3月24日、基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められることとなった。制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた的確な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援

といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められるが、裁判所内部における取組のみならず、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体との連携が重要である。今後、各家裁がそのような外部機関と積極的に連携し、法の求める役割を果たしていくための取組を進めていくことが必要である。

(3) 不正防止に関する取組

後見人等による不正事案数や被害額については、平成28年1月から12月までの1年間に報告された不正事案は502件、被害総額は約26億円で、前年と比べて減少した(平成27年1月から12月までに報告された不正事案は521件、被害総額は約29億7,000万円であった。)ものの、なお高い水準で推移している。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から平成28年12月末日までの間に、1万6,950件が契約締結に至っている。後見制度支援信託は、不正の事前予防を図ることのできる現状で最も効果的で、かつ低廉な費用で実現可能な仕組みであり、本人の財産保護に資すると考えられる。近年は、後見制度支援信託の利用に向けた事務フロー等も全国的に整ってきたところであり、今後、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

さらに、最近では、各地の金融機関において、後見制度支援信託に並立・代替する預金商品の提供が始まってきており、後見人等の利便性も向上していくことが期待される。

(4) 財産管理人選任事件の適正処理

相続財産管理人選任事件及び不在者財産管理人選任事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理人選任事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、平成13年度司法研究(司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実

務上の諸問題」参照)を始め、従来から繰り返し強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて13年が経過した。未済事件は、平成20年に若干減少したほかは年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える状態となっていた。平成24年及び平成25年は約9,500件まで減少したが、平成26年は約9,800件と再び増加し、平成28年も同程度で推移している。

また、平均審理期間は長期化する傾向にあり、平成28年に終局した全事件の平均審理期間は12.3月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、地裁で処理していた当時(平成15年)よりも審理期間は約3.0か月長くなっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており(平成19年は12.8月、平成28年は15.9月)、長期化の現状についての把握及び原因分析が重要であると指摘されている。また、財産分与の申立てがないものにおいても、審理期間が年々長期化している(平成19年は9.4月、平成28年は10.9月)ことを直視した上で、その原因分析及び対応策の検討が重要であると考えられる。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下「子奪取条約」という。)が、平成26年4月1日、日本について効力を生じ、その国内実施法(平成25年法律第48号)及び実施規則(平成25年最高裁判所規則第5号)も同日、施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされている。なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5 最近の立法の動向について

(近時成立した法律について)

(1) 再婚禁止期間に関する民法の一部改正

女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から6か月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判決があったことを踏まえ、再婚禁止期間を100日に改めるなどの措置を講ずるための再婚禁止期間に関する民法の一部を改正する法律(平成28年法律第71号)が、平成28年6月1日に成立し、同月7日に公布、施行された。この法律は、①再婚禁止期間の短縮等(民法733条1項の定める再婚禁止期間を「前婚の解消又は取消しの日から6か月」から「前婚の解消又は取消しの日から起算して100日」に改めるとともに、同条2項を改めて女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を適用しないものとする。)、②再婚禁止期間内にした婚姻の取消しに関する改正(民法746条を改め、再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができないこととする。)を、その内容としている。

(2) 成年後見に関する議員立法の成立

平成28年4月、①家庭裁判所が、成年後見人の請求により、成年被後見人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨の囑託をすることや、成年後見人が、家庭裁判所の許可を得て、被後見人の死亡後に火葬又は埋葬に関する契約の締結等の相続財産の保存に必要な行為をすることを可能とすることを内容とする民法等の改正法、②成年後見制度の利用促進に向けて必要な法改正等を検討するための政府の基本計画を策定するために、政府内に内閣総理大臣をトップとする「成年後見制度利用促進会議」を設置することなどを内容とする成年後見利用促進法の二つの議員立法がそれぞれ成立した。

①については、同年10月13日に施行されており、②については、同年5月13日に施行され、有識者で構成される「成年後見制度利用促進委員会」において、政府において閣議決定する「成年後見制度利用促進基本計画」に盛り込むべき事項の検討が行われ、平成29年1月、意見書が提出された。これを受けて、政府は、同年3月24日に基本計画を閣議決定した。今後、政府において、平成29年度から平成33年度までの5年間にわたって、基本計画に盛り込まれた利用促進策に段階

的・計画的に取り組んでいくことになる。

(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第61号）が平成27年8月21日に成立し、平成28年4月1日から施行された。この改正により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する遺留分に関する民法の特例については、その適用範囲が、被相続人の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。）以外の者に対する特例中小企業者の株式等の贈与にも拡大された。

(4) 児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）が平成29年6月14日に成立し、平成30年4月2日に施行される。

この改正法は、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面の拡大、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行うとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度（家事事件手続法別表第一の128の2の項 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件）の創設等を内容としている。

(法案の提出が検討されているものについて)

(5) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

平成26年2月の法制審議会において諮問されていた人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成27年10月に採択された要綱に沿った内容の人事訴訟法等の改正案が、第190回国会に提出され、継続審議となっていたところ、平成29年9月の衆議院解散により廃案となったが、今後、再度法案が提出される予定である。この法案の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家庭裁判所が管轄することを定めるというものである。

(6) 相続法制の見直し

平成27年4月から、法制審議会民法（相続関係）部会において、①

配偶者の居住権を保護するための方策，②配偶者の相続分や可分債権の遺産分割における取扱いといった遺産分割に関する見直し，③自筆証書遺言の方式緩和や遺言執行者の権限の明確化といった遺言制度の見直し，④遺留分制度の見直し，⑤相続人以外の者の貢献を考慮するための方策等が検討されている。平成28年7月に中間試案が公表され，パブリックコメントを経て，同年10月から三読目の議論が行われていたところ，平成29年7月に中間試案後に追加された新たな方策等を対象として追加試案が公表され，同試案についてパブリックコメントが行われた。現在，平成30年2月の要綱の取りまとめ及び法務大臣への答申を目指して，議論が再開されている。

(7) 戸籍制度の検討

平成29年9月19日に開催された法制審議会第179回会議において，戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍法の改正について諮問され，これに基づき，平成29年10月から，法制審議会戸籍法部会において，戸籍事務にマイナンバー制度を導入し，各種申請の際に戸籍謄本の省略を可能とするようにするとともに，戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定の整備等，戸籍法制の見直しのための要綱の取りまとめの検討がされている。この部会においては，家裁実務に影響のある事項として，戸籍訂正制度の在り方等についても検討されることとなっている。

(8) 成年年齢の引下げに関する動向等

ア 経緯等

平成19年に公布された日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）は，18歳（満年齢。以下同じ。）以上の者は国民投票の選挙権を有するとしつつ，附則において，18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう，公職選挙法や民法等の関係法令に検討を加え，必要な法制上の措置を講じるものとしていた。これを受けて，平成21年10月には，法制審議会において，民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが相当である旨の答申がされたが，その後も特段の法制上の措置が講じられることはなかった。

そのような中，平成26年6月20日，国民投票法の一部を改正する改正法が公布され（即日施行），同改正法の附則においては，国民投票法の投票権年齢が同法律の施行から4年後に18歳以上に引き下げられること，同改正法の施行後速やかに，18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう，公職選挙法や民法等の関係法令に検討を加え，必要な法制上の措置を講じること等が規定さ

れた。

これを受けて、公職選挙法の選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げることを主な内容とする公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成27年6月19日に公布され、一部の規定を除いて平成28年6月19日から施行された。この法律の附則11条において、国は、国民投票法の投票権年齢及び選挙権年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講じるものとする旨が定められている。

自民党は、平成27年9月、民法の成年年齢について、できる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じること、少年法適用対象年齢についても18歳未満に引き下げるのが適当であるが、法務省においては、18歳以上20歳未満を含む若年者に関する刑事政策の在り方について全般的に見直すことも視野に入れて、刑事政策上必要な措置を講じるための法制的検討を行うことを主な内容とする提言を示した。

イ 今後の予定等

このような動きを受けて、法務省では、現在、民法の成年年齢を18歳に引き下げる法改正の準備作業を行っている。具体的には、改正法施行時点で既に18歳、19歳に達している者が改正法の施行日に一斉に成年に達するとすることによる支障やその他施行に伴う支障の有無等についてのパブリックコメントの結果等を踏まえ、民法の一部改正法案を提出することが検討されている。

家事事件において、成年年齢が引き下げられた場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。また、養育費の支払終期の定め方との関係で、養育費増減額等請求事件の増加も考えられる。

(9) 特別養子縁組制度の改正動向

児童虐待の認知件数の増加等を受け、第190回通常国会では児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。同法附則では、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、これを踏まえ、厚生労働省では「児童虐待対応における司法関与及び特

別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置され、同検討会での議論の結果、養子となる者の年齢引上げ等の検討課題が示された。これを踏まえ、本年7月から、法務省を中心に「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」が開始され、法律改正に向けた議論が行われている。

(10) 所有者不明土地問題と財産管理事件制度について

土地の相続に関して協議が整わない、土地の価値が低い相続したくないなどの理由によって相続登記がされず、登記簿からでは土地の所有者を確認できなかつたり、あるいは、戸籍等で相続人を確定できたとしても、相続が複数回生じているため極めて多数の相続人がいて、行政機関等が公共事業のために用地を取得しようとしたり、農地の集約や林地の管理等を行おうとしても、所有者の意向が確認できないためこれを行うことができず、問題が生じているとの指摘が、近年数多くされており、平成29年に入ってから、政府・与党は、この問題の解決に向けて取組を加速させている状況にある。同年6月には、まず、自民党において、財産管理制度の運用改善と市町村長による申立権の付与を求める提言がされ、その後、政府は、いわゆる「骨太の方針2017」において、問題解決に向けた法案を次期通常国会に提出するとともに、中長期的課題として、登記制度や土地所有権の在り方等について検討に着手することの方針を閣議決定した。

これを受けて、現在、政府は、次期通常国会に提出する予定の法案の内容を検討しているが、国土交通省の国土審議会土地政策分科会特別部会は、同年12月、市町村長等に不在者財産管理人・相続財産管理人の選任申立権を付与する民法の特別措置を講ずるべきとの内容が盛り込まれた中間取りまとめを公表しており、そのとおりの立法がされれば、財産管理人選任事件の申立てが増加することも予想される。

また、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が始められたところであり、この研究会では、物権法・登記法に関する論点について幅広く取り上げられ、財産管理制度に関する規律についても議論がされる見込みである。

(11) 生殖補助医療に関する法整備

自民党は、平成25年11月から、生殖補助医療に関するプロジェクトチームを立ち上げ、医療規制と親子関係法制の両面から検討してきた。現在、医療規制を切り離し、親子関係法制のみを先行して法案提出することが検討されている。

(12) 親子断絶防止議員連盟

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも注目が集まっており、平成26年3月18日、超党派の「親子断絶防止議員連盟」が設立された。同議員連盟では、父母の離婚等があっても親子としての継続的な関係を維持・促進することが重要であるとの基本理念の下で、父母の努力義務や国等の責務の立法化に向けた準備が行われている。

第3 少年事件関係

1 少年審判の機能の更なる強化

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられている。平成26年12月の犯罪対策閣僚会議においては、再犯・再非行の防止が、国の重要な政策課題と位置付けられた。また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布、施行されたことに伴い、少年院等の執行機関においては、再犯防止等に関する施策の推進と多機関による複合的な連携強化を図る取組が行われている。これらを踏まえると、決定機関である家裁としても、各機関の動向を注視し、その取組の進捗状況について把握しておくほか、非行のメカニズムの分析や再非行危険性の的確な評価に基づき少年にとってより適切な処遇を選択するとともに、処遇選択に至るプロセスにおいて教育的機能を十分に発揮するなど、少年審判の機能を更に充実・強化していく必要がある。

そして、家裁が決定機関としての役割を十分に果たすためには、家裁調査官において、非行のメカニズムを分析して再非行危険性を的確に評価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇意見を形成して、これを踏まえて裁判官がより適切な処遇選択を行うようにしていく必要がある。そのため、家裁調査官が行う社会調査について、裁判官とも共通認識を持ちつつ、行動科学の最新の知見に基づく統一的な分析枠組みを踏まえた客観的かつ実証的な調査の実現が求められている。

また、家裁には、適切な決定をすることのみならず、決定に至るプロセスにおいて教育的機能を発揮することも求められている。これを踏まえ、各庁においては、家裁調査官が個別面接の中で行う保護的措置を含めて、少年が抱える特性や問題点に応じた保護的措置のプログラムが偏りなく設けられているかについて検証し、必要に応じて見直しを行うなどして、保護的措置の体系化を図るとともに、その標準化や共有化を図る取組が進められている。

2 手続全体における事務処理の在り方の検証・見直しの必要性

少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要と考えられる。

保護的措置の体系化は、このような観点から求められる改善策の一つであり、各家裁調査官が効果的な保護的措置を講じることが可能とするとともに、三職種が保護的措置の体系的な理解を共有して充実した審判運営を行うための有効なツールであると考えられる。

また、決定書謄本を含む社会記録は、保護処分の執行機関において少年に対する処遇の方針及び計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内には、執行機関に到達するよう送付する必要があることに留意しなければならない。決定書作成の遅れ等により、終局決定から長期間経過した後に、決定書謄本を含む社会記録を執行機関に送付するようなことがないよう、早期送付の意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められている。

3 被害者の審判傍聴制度等の運用

被害者等の審判傍聴制度の導入から8年が経過した。この間、運用において大きな問題は生じていないが、これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能である教育的機能を十分に発揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不断の改善に取り組んでいく必要がある。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるが、既に各庁に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、今後の課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の庁を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じて必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようにする

必要があること、特に身柄事件は審理期間が限られており、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失することがあるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定や支部から本庁への回付をするかなどについて庁内で検討して申合せ等で決めておく必要があり、既にそのような申合せをしている庁があることが指摘されている。

傍聴制度及び説明制度の創設等を主な内容とする平成20年改正少年法の施行（平成20年12月15日）について平成28年の実施状況は、傍聴につき、許可34件（67人）、説明につき、申出362件（実施340件）であった。

4 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、平成26年6月18日から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

5 最近の立法作業の動向について

(1) 少年院法等の施行

新たな少年院法、少年鑑別所法等が、平成27年6月1日にそれぞれ施行された。新少年院法は、少年院法を全面改正するもので、少年院の種類等の見直し・再編を含む矯正教育の基本的制度の法定化等が主な内容となっている。また、新法の制定・施行に伴い、少年審判規則の一部を改正する規則が、平成27年6月1日に施行されている。

新法により、少年院の種類が見直され、また、矯正教育課程が整備されたことにより、決定書の主文等や処遇勧告の在り方にも一部変更が求められるなど、家裁の事務にも一定の影響が生じることとなるため、平成27年5月15日付け家庭局第一課長事務連絡「少年の処遇に関する少年院等関係機関との連携等について」を発出した。引き続き、少年院等関係機関との連携を適切に図りつつ、新法、同事務連絡、法務省の関連通達等の内容や趣旨を十分に踏まえた事務を行う必要がある。

(2) 社会貢献活動を保護観察の特別遵守事項とする制度

刑法等の一部を改正する法律が、平成25年6月に公布され、保護観察の特別遵守事項に社会貢献活動を加える制度が、平成27年6月1日に施行された。

本制度の導入により、従来、家裁において行われてきた社会奉仕活動型の保護的措置に直接的な影響が生じるものではないが、引き続き、保護観察において実施されている社会貢献活動の目的や実情を踏まえつつ、保護観察所との情報共有等の連携や少年に対する動機付け等を通じて、本制度の円滑な運用を図っていく必要がある。

(3) 付添人の閲覧に関する措置等（少年審判規則の改正）

少年審判規則の一部を改正する規則が、平成28年10月7日に公布され、同年12月1日に施行された。

この改正は、少年審判手続の適正化を図るため、少年審判規則7条について、付添人による保護事件の記録等の閲覧に関する措置等の制度の創設のほか、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、観護の措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備等を行ったものである。

このうち、特に記録等の閲覧に関する事務について、付添人による迅速な閲覧の機会を確保しつつ、適正な審判を実現するという改正の趣旨を踏まえた適切な運用を確保するためには、裁判所内部において、運用上の課題を踏まえて今後の運用の在り方を継続的に検討していくほか、関係機関との間でも緊密な連携を図っていくことが必要となることから、平成28年度少年実務研究会や平成29年度少年専門研究会（少年特別研究会）等における家庭局説明や各種の事務連絡等を通じて、改正の趣旨及び内容のほか、関係機関との連携を含む運用上の留意点等を各裁判所に周知するなどしている。

今後も、各庁において適切な運用が行われるよう、各種研究会等の機会を通じて運用上の留意点等について情報提供等をしていく予定である。

(4) 少年法適用対象年齢の引下げに関する議論

第1の5(8)の成年年齢の引下げに関する動向等を踏まえ、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討するため、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリングが行われ、同年12月、勉強会の内容を取りまとめた報告書が公表された。同報告書には、年齢引下げについて示された意見の概要とともに、引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置が記載されている。この検討結果も踏まえ、平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされると

ともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われている。

諮問事項については、第4回（同年6月29日）の会議において論点が確定され、同会議及び第5回（同年7月27日）の会議で各論点についての意見交換がされた後、第5回会議において、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めること、この議論に当たり、分科会を設けてそこで検討すべき課題を整理し、その結果を適宜部会で審議することが決められ、現在、三つの分科会において議論が行われている。第6回（同年12月19日）の会議で一度各分科会の中間報告がされたが、再び分科会での議論がされている。

少年法適用対象年齢の引下げについては、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要がある。

なお、平成28年6月19日から施行された公職選挙法等の一部を改正する法律（第1の5(8)参照）の附則には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められるなどしている。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であるが、その立法趣旨を十分に踏まえることが求められる。

また、前記の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上の者が投票できることとなったため、家庭裁判所に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がある。補導委託中の少年に関しては、家庭裁判所としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行っておく必要があるものと考えられ、これに関して、平成28年6月29日付け家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」を发出している。

第4 家裁調査官関係

1 家裁調査官の中核的な役割・機能

(1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担ってきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官にどのような役割・機能を担わせることが合理的かつ効果的かを改めて検討することが求められている。家裁調査官の活用については、その中核的な役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要があると考えられる。

(2) 家裁調査官の中核的な役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及びそれに基づく面接技法等を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の専門的知見をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出したり（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析、評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されている。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」と整理されている。

2 今後の課題

家裁の機能をより充実していくためには、裁判官をリーダーとするチームとして関係職種がそれぞれの役割・機能を発揮しつつ、協働していくことが重要である。そのためには、家裁調査官が行動科学の知見を活用して家庭事件の処理にいかに関与できるかという観点から、その職務の具体的な内容について、まずは家裁調査官の中でよく考え、それを基に、裁判官等の関係職種と踏み込んだ議論や検討を継続的に行うことを通じ、家裁調査官の役割・機能についての共通認識を形成するとともに、役割・機能を発揮することが求められる分野（事件）において質の高い事務を確実に行う態勢を整えることが肝要と考えられる。

第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮してこれらを統括し、組織としての家裁の運営

にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるといふ他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組む、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以 上